

「女性活躍推進計画」と「第3次境港市男女共同参画推進計画《女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン》」を一体化した策定について

1. 計画策定（見直し）の目的

男女が、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められている中で、これまで本市では、平成25年12月に改定した第2次境港市男女共同参画推進計画『女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン』をもとに取り組んできました。

しかしながら、少子高齢化等、社会情勢が目まぐるしく変化する現代社会において、誰もが心豊かに暮らし、活力ある社会を築いていくためには、性別に関わりなく自分の意志で生き方や暮らし方を選択できる環境整備が必要であり、「最大の潜在力」として期待される女性の力を最大限に発揮できるよう「女性の職業における活躍の推進に関する法律『女性活躍推進法』」が制定されました。

この女性活躍推進法の第6条第2項に基づき、鳥取県が定める基本方針を勘案した女性活躍推進計画と第3次境港市男女共同参画推進計画とを一体化で、平成30年度に策定（見直し）することとしています。

2. 計画期間

市民の意識やニーズ及び社会情勢等を反映させるため、計画期間を平成31年度から35年度までの5年間としています。

3. 計画方針

- (1) 平成29年度に市民意識調査を実施し、その結果をプランに反映させます。
- (2) 国や鳥取県の計画等も考慮し、見直しを行います。
- (3) 市民、行政、学校、事業所それぞれの施策を明記していることは、本市プランの特徴でもあり、引き続き同様の記載を行います。

参考

(1) 現在の第2次境港市男女共同参画推進計画

【計画の名称】

「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」

- ・第1次男女共同参画推進計画（平成16年度～25年度）平成17年1月策定
- ・第2次男女共同参画推進計画（平成26年度～30年度）平成25年12月策定
- ・第3次男女共同参画推進計画 }（平成31年度～35年度）
- ・（仮）※女性活躍推進計画 } 平成30年度策定予定

【計画の位置づけ】

「女（ひと）と男（ひと）とのいきいきプラン」は、男女共同参画社会基本法及び境港市男女共同参画推進条例の規定に基づいて策定する男女共同参画推進計画で、男女共同参画社会の形成を促進するための指針とするものです。

【現在の計画の期間】

平成26年度～30年度（5年間）

※男女共同参画社会基本法第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

※境港市男女共同参画推進条例第10条第1項

市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとし、

(2) (仮) 女性活躍推進計画

【計画策定の趣旨】

少子高齢化の進行や、国民の需要の多様化、社会経済情勢が目まぐるしく変化する現代社会において、誰もが心豊かに暮らし、活力ある社会を築いていくためには、女性も男性も性別にかかわらず自分の意志で生き方や暮らし方を選択できる環境を整えていく必要があります。こうした中で、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、「最大の潜在力」として期待される女性の力を最大限に発揮できるよう、平成27年8月に「女性の職業における活躍の推進に関する法律『女性活躍推進法』」（平成38年3月31日までの時限立法）が制定されました。

女性活躍推進法は、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮し、職業生活において活躍することが重要であるとして、女性活躍推進法第6条第2項に基づき、鳥取県が定める基本方針を勘案して、境港市内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるものとしています。

【計画の名称】

(仮) 女性活躍推進計画

- ・第3次境港市男女共同参画推進計画
 - ・(仮) 女性活躍推進計画
- } (平成31年度～35年度)

【今後の策定予定】

この計画の策定にあたっては、男女共同参画を一層進展させるため、平成29年度に市民意識調査を実施、その結果を踏まえ第3次境港市男女共同参画推進計画と一体化で平成30年度に策定することとしました。

※女性の職業における活躍の推進に関する法律『女性活躍推進法』第6条第2項
市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。